苫小牧市の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 （令和7年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考） 令和５年度の人件費率
令和 6年度	人 165,590	千円 92,068,012	千円 1,366,214	千円 10,938,506	% 11.9	% 11.2

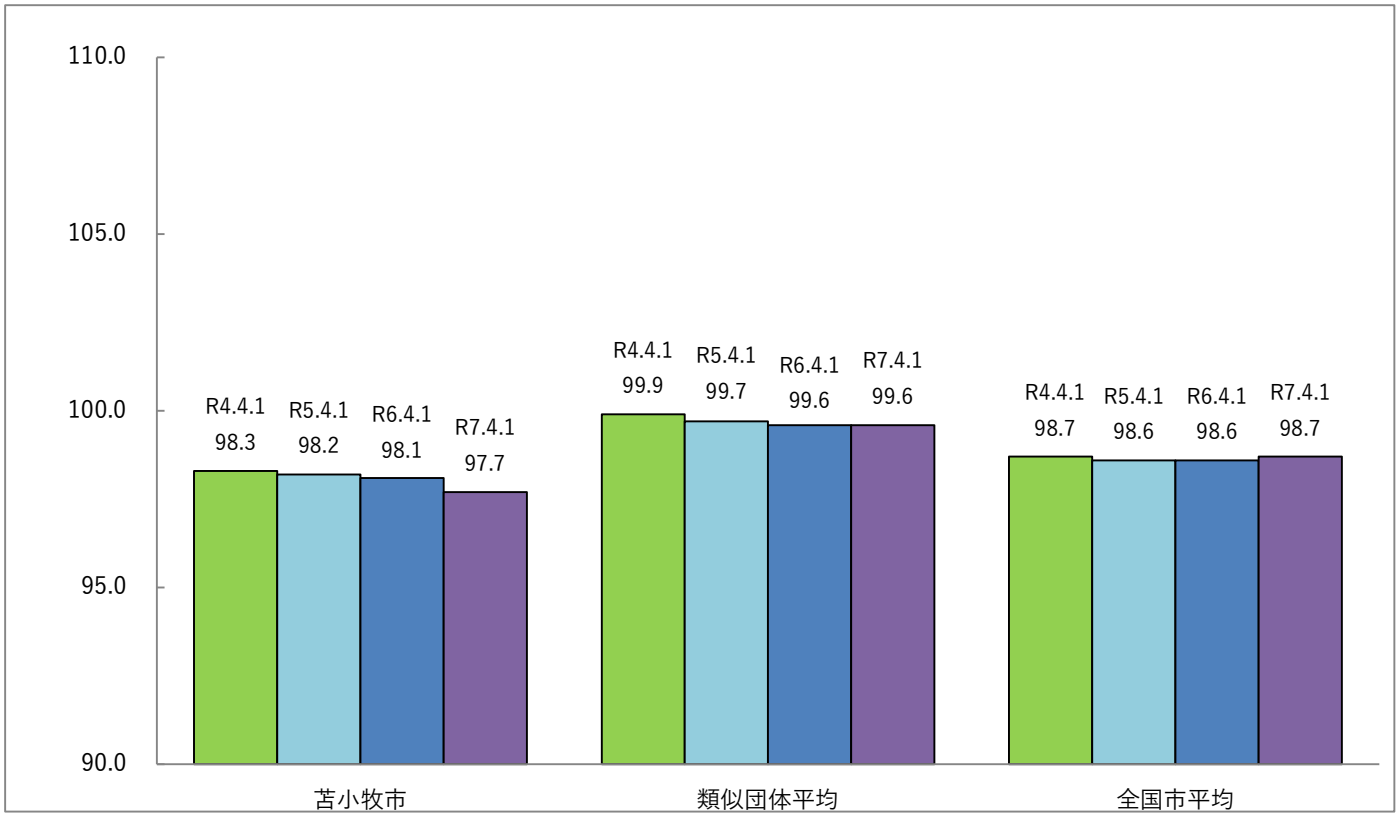
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和 6年度	人 1,153	千円 4,554,622	千円 1,018,105	千円 1,844,342	千円 7,417,069

（参考）一人当たり給与費 B／A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
千円 6,433	千円 6,799

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数については、令和７年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）



（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100として計算した指数。

2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）/（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に到達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において３級から７級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、８級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

［（実施）　未実施］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

給料表の改定

（給料表の改定実施時期）　令和７年４月１日

（内容）　一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、３級から７級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。（国の８級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりの解消は実施していない。）

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）　札幌市内に在勤する職員について、国基準３％に対し、苫小牧市においても３％を支給。

（実施時期）　令和７年４月１日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、令和７年４月１日時点は３％、令和８年４月１日からは４％を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
国基準による支給割合	3%	3%	4%
苫小牧市の支給割合	3%	3%	4%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
（令和７年４月１日実施）

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和７年４月１日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
苫小牧市	39.1　歳	310,100　円	374,646　円	348,803　円
北海道	42.4　歳	327,900　円	397,258　円	371,498　円
国	41.9　歳	332,237　円	414,480　円	-　円
類似団体	42.1　歳	330,096　円	437,516　円	393,258　円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
苫小牧市	57.3　歳	44　人	317,120　円	328,925　円	330,127　円	-	-　歳	-　円	
うち用務員	56.5　歳	31　人	315,829　円	328,933　円	330,688　円	-	-　歳	-　円	
北海道	57.2　歳	89　人	328,900　円	359,868　円	350,856　円	-	-　歳	-　円	
国	51.3　歳	1,703　人	294,567　円	337,907　円	-　円	-	-　歳	-　円	
類似団体	52.5　歳	87　人	325,452　円	388,929　円	367,277　円	-	-　歳	-　円	

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
苫小牧市	37.1　歳	297,497　円	369,057　円	332,876　円
類似団体	39.0　歳	322,070　円	435,813　円	381,724　円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和７年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区　分		苫小牧市	北海道	国
一般行政職	大　学　卒	220,000　円	220,000　円	220,000　円
	高　校　卒	188,000　円	188,000　円	188,000　円
技能労務職	高　校　卒	-　円	188,000　円	-　円
	中　学　卒	-　円	-　円	-　円
消防職	大　学　卒	220,000　円	-　円	-　円
	高　校　卒	188,000　円	-　円	-　円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）

区分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大学卒	278,824 円	344,071 円	371,486 円	398,771 円
	高校卒	257,400 円	318,026 円	360,800 円	382,743 円
技能労務職	高校卒	― 円	― 円	― 円	― 円
	中学卒	― 円	― 円	― 円	― 円
消防職	大学卒	285,260 円	365,150 円	― 円	― 円
	高校卒	260,856 円	318,800 円	― 円	380,160 円

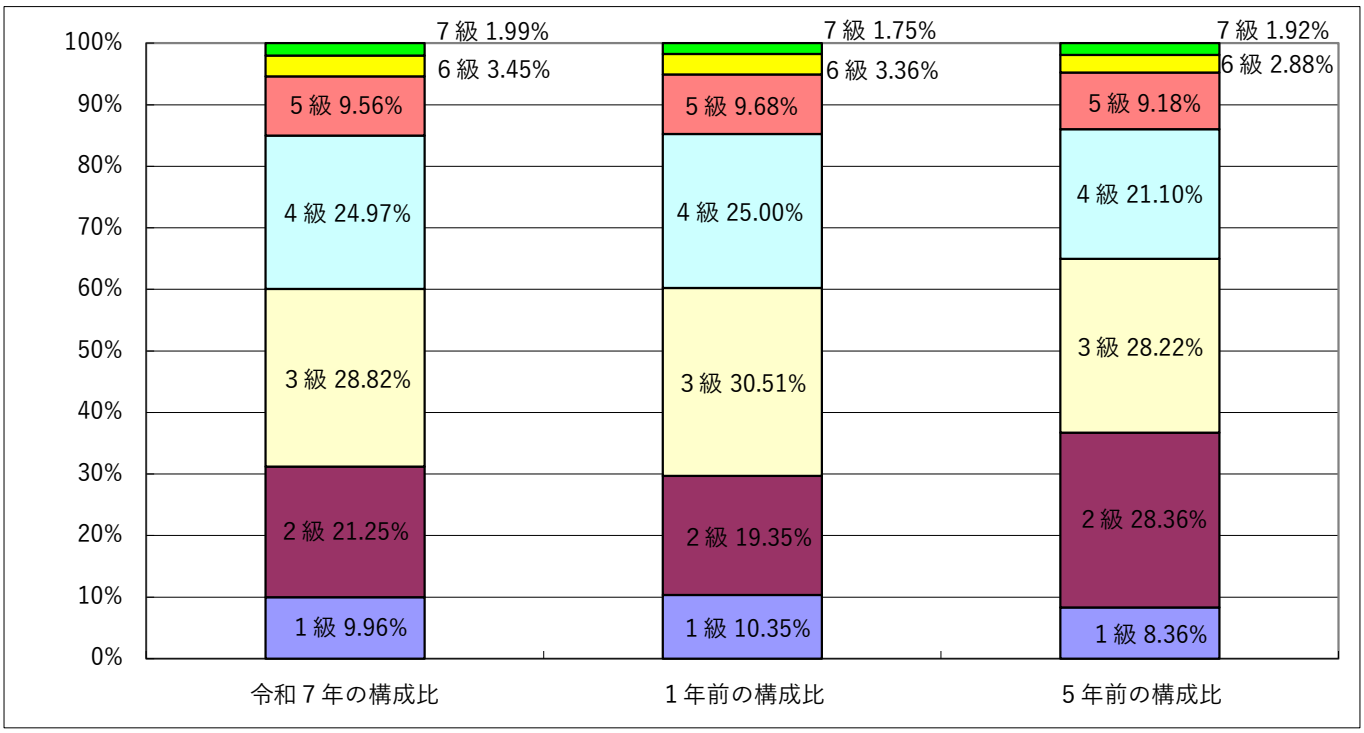
※民間企業等の経歴がある場合は、換算した期間を経験年数に含めている。

3　一般行政職の級別職員数等の状況

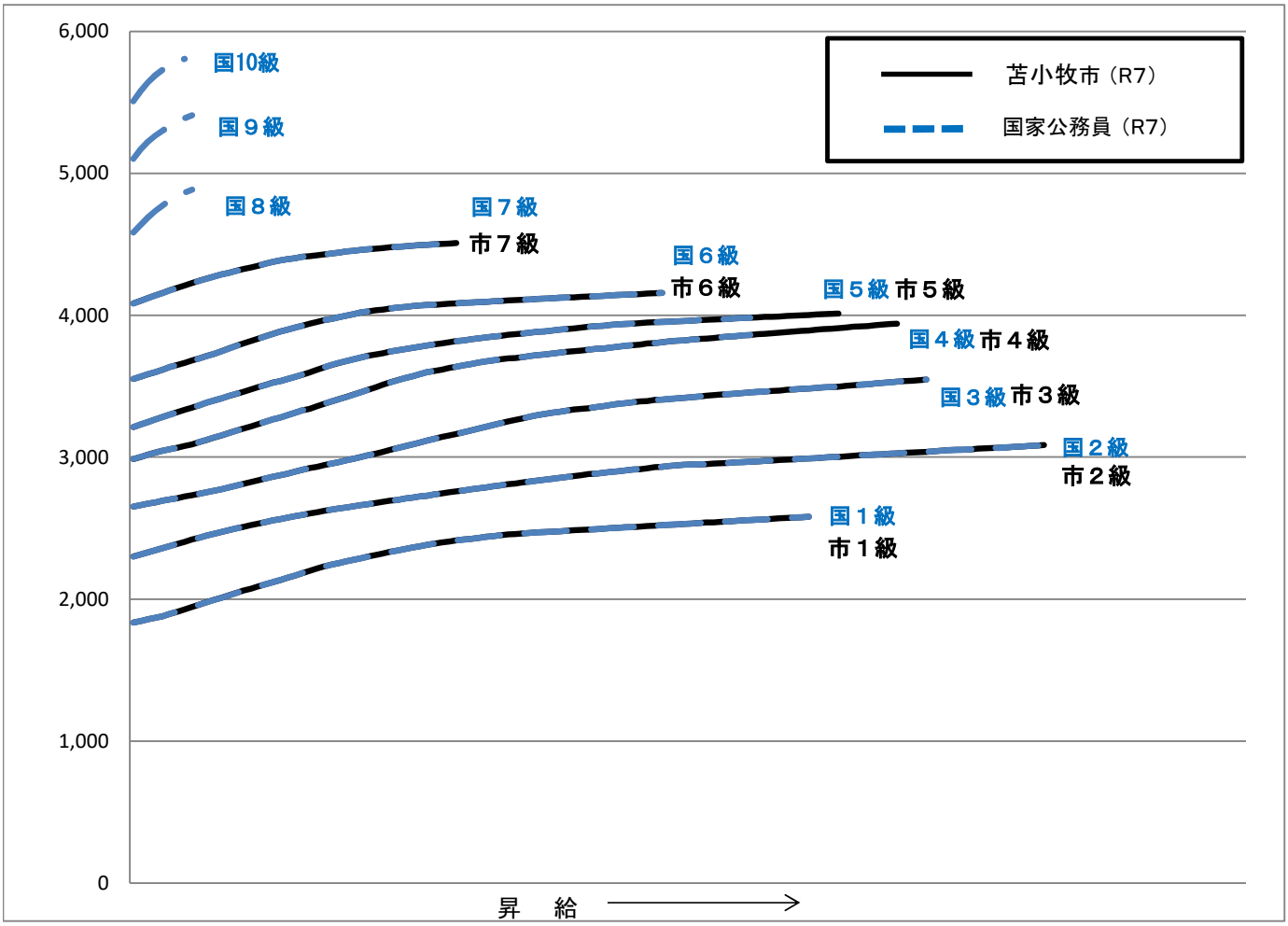
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和７年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	人 75	% 9.96	円 183,500	円 258,100
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 160	% 21.25	円 230,000	円 308,500
3級	1　係長又はこれに相当する職の職務 2　主任又はこれに相当する職の職務	人 212	% 28.82	円 265,300	円 354,700
4級	1　課長補佐又はこれに相当する職の職務 2　困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を処理する係長又はこれに相当する職の職務 3　専任の職務	人 175	% 24.97	円 298,800	円 394,100
5級	1　課長又はこれに相当する職の職務 2　困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職の職務	人 72	% 9.56	円 321,300	円 401,200
6級	1　部次長又はこれに相当する職の職務 2　困難な業務を所掌する課長又はこれに相当する職の職務	人 26	% 3.45	円 355,200	円 415,700
7級	1　部長又はこれに相当する職の職務 2　困難な業務を所掌する部次長又はこれに相当する職の職務	人 15	% 1.99	円 408,300	円 450,900

（注）１　「苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和７年４月１日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（苫小牧市）

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	＼		＼	
ロ　人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	令和10年度までに実施		令和10年度までに実施	

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

苫小牧市	北海道	国
１人当たり平均支給額（令和６年度） 1,551　千円	１人当たり平均支給額（令和６年度） 1,789　千円	―
（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.95　月分　1.65　月分 （1.40）　月分　（1.00）　月分	（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.5　月分　2.10　月分 （1.40）　月分　（1.00）　月分	（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 （1.40）　月分　（1.00）　月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20％ ・管理職加算　10～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20％ ・管理職加算　10～25％

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）　（苫小牧市）

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○			
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○			
	上位、標準の成績率		○		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）	＼		＼	
ロ　人事評価を活用していない				○	
	活用予定時期			令和８年度から実施	

(2) 退職手当（令和７年４月１日現在）

苫小牧市			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2～20%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）	
1人当たりの平均支給額	3,663千円	19,423千円			

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和６年度に退職した職員に支給された平均額である。
２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）			4,118 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）			374,351 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都	20 %	5 人	20 %
札幌市	3 %	6 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）	40,442 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	29,780 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和６年度決算）	36.4 %
手当の種類（手当数）	以下のとおり

①月額による特殊勤務手当

手当の名称	支給される職員の範囲	支給実績（令和6年度決算）	手当額（月額）
業務手当	援護業務に従事する社会福祉主事等（管理職の職員を除く。）	5,742,521 円	生活保護業務の所管課（課に準じる組織を含む。以下同じ。）の職員　6,000円 その他の職員　1,500円
	放射線の放射作業に従事する市立病院（以下「病院」という。）の診療放射線技師及び臨床検査に従事する病院の職員	-	3,500円
	病院事業に従事する職員（管理職の職員を除く。）	-	2,500円（1,250円）
	市税の収納に従事する職員（管理職の職員を除く。）	609,826 円	2,000円
	病院の看護師等（管理職の職員を除く。）	-	2,000円
	保健指導に従事する保健師（管理職の職員を除く。）	392,700 円	1,700円
	水治療法作業に従事する病院の理学療法士及び産婦人科の業務に従事する助産師	-	1,000円（500円）
	感染症病棟の業務に従事する看護師等	-	500円（250円）
	保育所の業務に従事する職員その他規則で定める職員	6,828,774 円	9,000円
医務手当	医師	-	市長が別に定める基準により算出した額

備考　手当額欄の括弧内の金額は、当該月の勤務日数が１１日未満の場合の手当額とする。

②その他の特殊勤務手当

修理作業従事手当	廃棄物の焼却処分施設の機関修理作業又は点検作業に従事した職員	10,900　円	日額　機関修理作業の場合　500円 点検作業の場合　200円
	消防の機関の修理作業に従事した消防職員（当該業務を本務とする者に限る。）	0　円	日額　150円
出動手当	消火作業又は救急業務に従事した消防職員	9,298,250　円	出動１回につき　250円
はしご車搭乗手当	水火災等に出動し、はしご付消防自動車のはしごに搭乗して作業をした消防職員	10,500　円	出動１回につき　250円
出動待機手当	隔日勤務を命じられた消防職員（管理職の職員を除く。）	12,888,400　円	隔日勤務１回につき　700円
屋外業務手当	屋外（勤務箇所から半径６キロメートル以上の地域（海路の場合は、港外）に限る。）で３時間以上業務に従事した職員	2,005,750　円	日額　250円
特殊自動車等運転手当	特殊自動車等の運転業務に従事した運転手（廃棄物の処理業務等の所管課の運転手を除く。）	0　円	日額 グレーダー又はブルドーザーの運転業務の場合　250円 ダンプカー又は大型バスの運転業務の場合　200円
滞納処分従事手当	滞納処分に従事した徴税吏員及び当該職員を補助する職員	441,400　円	取扱い１件につき　200円
野犬掃討従事手当	野犬掃討に従事した職員	0　円	日額　400円
死傷病人取扱手当	死傷病人（傷病人については、行旅傷病人に限る。）の収容に従事した市長が定める職員	22,500　円	取扱い１件につき　死亡人　1,500円 傷病人　1,000円
時間外診療手当	宿日直勤務中に診療業務に従事した管理職の職員（医師を除く。）	0　円	勤務１回につき　6,900円 〔半日勤務の場合　3,450円〕
緊急出動従事手当	災害活動に従事した職員（保全緊急出動手当を支給される職員及び消防職員を除く。）	1,200　円	日額　400円 〔勤務が深夜に及ぶ場合　500円〕
緊急出動手当	緊急診療のため、正規の勤務時間外に勤務した医師	-	勤務１回（同一の患者の診療のための２回以上の出動は、１回の勤務とする。）につきアからエまでに定める額（深夜に及ぶ場合は、括弧内の額） ア　勤務１時間以内の場合　1,000円（1,500円） イ　勤務１時間を超え３時間以内の場合　2,000円（3,000円） ウ　勤務３時間を超え５時間以内の場合　3,000円（4,500円） エ　勤務５時間を超える場合　4,000円（6,000円）
	緊急診療のため、正規の勤務時間外に勤務した病院の管理職の職員で規則で定めるもの	-	勤務１回につき　500円 〔勤務が深夜に及ぶ場合　800円〕
緊急出動待機手当	緊急診療のため、正規の勤務時間外に待機をした病院職員	-	待機１回につき　1,800円 〔半日待機の場合　900円〕
深夜看護手当	深夜勤務に従事した病棟の看護師等	-	勤務１回につき　アからウまでに定める額 ア　深夜勤務が規則で定める時間未満の場合　3,100円 イ　深夜勤務が規則で定める時間以上の場合（ウに該当する場合を除く）　3,550円 ウ　勤務時間が深夜の全部を含む場合　7,300円
深夜特殊業務手当	深夜勤務に従事した消防職員	2,187,010　円	勤務１回につき　アからウまでに定める額 ア　実勤務２時間未満の場合　410円 イ　実勤務２時間以上５時間未満の場合　520円 ウ　実勤務５時間以上の場合　780円

緊急消防援助手当	緊急消防援助隊に従事した消防職員 （業務を行う区域や期間に応じた金額を支給）	1,680　円	840円 1,680円 2,520円
国際緊急援助手当	国際緊急援助活動に従事した消防職員	0　円	日額　4,000円
防疫等作業手当		0　円	日額　4,000円

備考　この表に定めるもののほか、臨時の組織の職員、一時的な業務に従事する職員等で同表の特殊勤務手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、規則で定めるところにより特殊勤務手当を支給することができる。

（注）支給実績は普通会計分を記載。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和６年度決算）	430,647　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	222　千円
支給実績（令和５年度決算）	415,236　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	227　千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（６年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）		101,231　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）		92,195　円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
苫小牧市	世帯主で扶養親族があるもの	25,100　円
	世帯主で扶養親族がないもの	14,300　円
	その他のもの	9,600　円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(7) その他の手当（令和７年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（６年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）
扶養手当（月額）	①配偶者（内縁関係含む）　3,000円 ②２２歳未満の子　11,500円 （15歳～22歳の子がいる場合には1人につき5,000円加算） ③６０歳以上の父母及び祖父母 ④２２歳未満の弟妹　6,500円 ⑤重度心身障害者	同		124,739　千円	227,210　円
住居手当（月額）	自ら居住するため住宅を借り受けている職員 ・家賃9,001円以上のとき　1,000円～28,000円 ※自己の所有する住宅に対する手当の支給はH24.4.1から廃止している。	異	・家賃16,100円以上のとき 100円～28,000円	104,824　千円	296,112　円

通勤手当 （月額）	①交通機関利用者（６ヶ月定期券相当額を一括支給） 通勤距離2㎞以上のとき　　上限150,000円 ②交通用具利用者 通勤距離2㎞以上のとき　　2,000円～31,600円	同		78,801　千円	74,340　円
管理職手当 （月額）	①部長職　　81,000円 ②部次長職　　71,000円 ③課長職　　62,100円 ④課長補佐職　　56,200円	異	・人事院規則に定める官職で、それぞれ俸給月額の8/100～25/100の額	157,580　千円	732,926　円
単身赴任手当 （月額）	・市長が定めるやむを得ない事情により、単身赴任する職員　　30,000円 ・職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100㎞以上の場合　　8,000円～70,000円を加算	同		1,848　千円	616,000　円
夜間勤務手当 （１時間当額）	正規の勤務時間として午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務する職員に支給 ・勤務１時間当たりの給与額の25/100の額	同		13,181　千円	70,482　円
管理職特別勤務手当 （１回当額）	①週休日等（実労働時間数が３時間以上６時間以下） ・部長職　12,000円　・部次長職　10,000円 ・課長職　8,000円　・課長補佐職　6,000円 ②休日等（実労働時間数が６時間超） ・部長職　18,000円　・部次長職　15,000円 ・課長職　12,000円　・課長補佐職　9,000円 ③週休日等以外の日の午後10時から午前５時 ・部長職　6,000円　・部次長職　5,000円 ・課長職　4,000円　・課長補佐職　3,000円	異	・人事院規則に定める官職で俸給の特別調整額の区分に応じ、 ・週休日等　18,000円～6,000円 （6時間を超える勤務は5割増） ・平日深夜（午後10時～午前5時）6,000円～3,000円	4,119　千円	124,818　円

備考　各種手当内容の詳細については、「苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例」を参照のこと。

5　特別職の報酬等の状況（令和７年４月１日現在）

区分		給料月額等	
給料			（参考）類似団体における最高／最低額
	市長	980,000 円	1,130,000 円／ 643,500 円
	副市区町村	800,000 円	930,000 円／ 750,000 円
報酬	議長	560,000 円	724,000 円／ 463,000 円
	副議長	510,000 円	660,000 円／ 420,000 円
	議員	470,000 円	606,000 円／ 400,000 円
期末手当	市長	（令和６年度支給割合）	
	副市区町村	4.60 月分	
	議長	（令和６年度支給割合）	
	副議長	4.60 月分	
	議員		
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額）　（支給時期）
	市長	減額前の給料月額×480/100×勤続年数	18,816,000 円　任期ごと
	副市区町村	減額前の給料月額×400/100×勤続年数	12,800,000 円　任期ごと

（注）１　給料の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。

２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

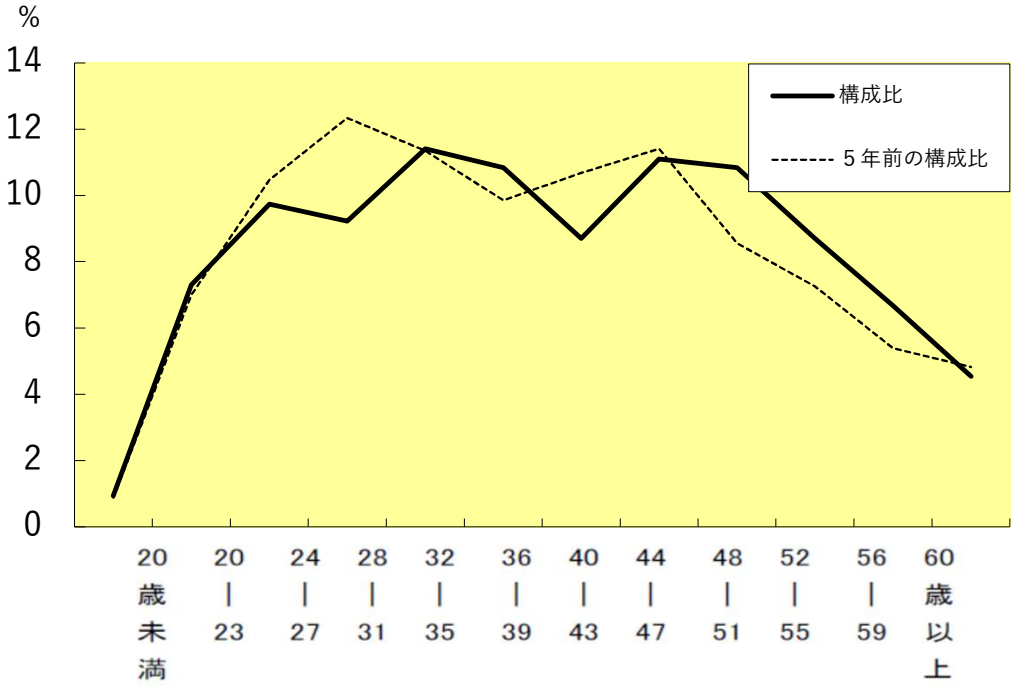
（令和７年４月１日現在）

区分 / 部門			職員数 令和７年度	職員数 令和６年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	12	12	0	
		総務	215	216	△１	
		税務	70	69	1	
		民生	217	217	0	
		衛生	94	93	1	
		労働	2	2	0	
		農林水産	9	8	1	
		商工	32	34	△２	
		土木	138	133	5	
		計	789	784	5	＜参考＞　人口１万当たり職員数　47.65人 （類似団体の人口1万当たりの職員数　45.44人）
	教育部門		120	118	2	
	消防部門		252	251	1	
	小　計		1,161	1,153	8	＜参考＞　人口１万当たり職員数　70.11人 （類似団体の人口1万当たりの職員数　61.61人）
公営企業等会計部門	病院		580	582	△２	
	水道		90	92	△２	
	下水道		41	42	△１	
	交通				0	
	その他		47	48	△１	
	小　計		758	764	△６	
合　計			1,919 [2000]	1,917 [2000]	2 [0]	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　117.76人

（注）　1　職員数は一般職に属する職員数。

2　［　　］内は、条例定数の合計。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和７年４月１日現在）



区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 18	人 140	人 187	人 177	人 219	人 208	人 167	人 213	人 208	人 167	人 128	人 87	人 1,919

(3) 職員数の推移

（単位　：　人・％）

年度／部門別	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和6年	令和7年	過去５年間の増減数(率)
一般行政	782	781	772	781	784	789	7　（　0.9　）
教育	127	127	123	120	118	120	△７　（　△5.5　）
消防	245	247	248	248	251	252	7　（　2.9　）
普通会計計	1,154	1,155	1,143	1,149	1,153	1,161	7　（　0.6　）
公営企業等会計計	775	777	770	755	764	758	△17　（　△2.2　）
総合計	1,929	1,932	1,913	1,904	1,917	1,919	△10　（　△0.5　）

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
　　２　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

(1)　水道事業

① 職員給与費の状況（決算）

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 令和５年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
6 年度	2,903,581	61,219	459,094	15.8	15.1

（注）　資本勘定支弁職員に係る職員給与費　　80, 069　　千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A	(参考)市町村平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 年度	91	341,236	61,371	136,557	539,164	5,925	6,316

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
　　３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	平　均　年　齢	基本給	平均月収額
苫　小　牧　市	43.9 歳	318,778 円	493,740 円
市 町 村 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

苫小牧市水道事業	一般行政職
１人当たり平均支給額（令和６年度） 1,531　千円	１人当たり平均支給額（令和６年度） 1,551　千円
（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.95　月分　1.65　月分 （1.40）月分　（1.00）月分	（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.95　月分　1.65　月分 (1.40)　月分　（1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15％

（注）（　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和７年４月１日現在）

苦小牧市水道事業			苦小牧市		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2～20%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2～20%）	
1人当たりの平均支給額	0千円	0千円	1人当たりの平均支給額	3,488千円	20,367千円

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職し職員に支給された平均額である。
　　２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）			0 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
該当者なし			

エ　特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）	578 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	9,325 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和６年度）	67.4 %
手当の種類（手当数）	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（６年度決算）	支給単価
危険作業手当	危険作業に従事した水道事業の技術職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く）	（１）交通を遮断することなく行う管路等の維持補修又は漏水等の調査に係る作業 （２）高所又は地下における作業（危険を伴うものとして管理者が認めるものに限る） （３）毒物、劇薬、危険物その他の有害物を取り扱う水質	308千円	日額350円
屋外業務手当	屋外（勤務箇所から半径6キロメートル以上の地域（海路の場合は、港外）に限る）で3時間以上業務に従事した職員（緊急出動従事手当の支給を受ける職員を除く）		248千円	日額250円
緊急出動従事手当	災害活動に従事した職員（保全緊急出動手当の支給を受ける職員を除く）		1千円	日額400円（勤務が深夜に及ぶ場合500円）
保全緊急出動手当	災害等により水道施設の保全維持のため緊急に出動した職員		22千円	出動1回につき750円

備考　この表に定めるもののほか、臨時の組織の職員、一時的な業務に従事する職員等で同表の特殊勤務手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、規則で定めるところにより特殊勤務手当を支給することができる。

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	22,067　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	279　千円
支給実績（令和5年度決算）	19,714　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	250　千円

（注）1　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
　　2　職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和７年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（６年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）
扶養手当（月額）	①配偶者（内縁関係含む）　3,000円 ②２２歳未満の子　11,500円 （15歳～22歳の子がいる場合には1人につき5,000円加算） ③６０歳以上の父母及び祖父母 ④２２歳未満の弟妹　6,500円 ⑤重度心身障害者	同		6,870　千円	202,073　円
住居手当（月額）	自ら居住するため住宅を借り受けている職員 ・家賃9,001円以上のとき　1,000円～28,000円 ※自己の所有する住宅に対する手当の支給はH24.4.1から廃止している。	異	・家賃16,100円以上のとき100円～27,000円	7,793　千円	299,715　円
通勤手当（月額）	①交通機関利用者（６ヶ月定期券相当額を一括支給） 通勤距離2㎞以上のとき ・上限150,000円 ②交通用具利用者 通勤距離2㎞以上のとき　2,000円～31,600円	同		5,136　千円	68,477　円
管理職手当（月額）	①部長職　81,000円 ②部次長職　71,000円 ③課長職　62,100円 ④課長補佐職　56,200円	異	・人事院規則に定める官職でそれぞれ俸給月額の8/100～25/100の額	6,721　千円	746,800　円
夜間勤務手当（１時間当額）	正規の勤務時間として午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務する職員に支給 ・勤務１時間当たりの給与額の25/100の額	同		5,126　千円	269,781　円
寒冷地手当（月額）	燃料費等として、11月から翌年３月までの月額支給 ・世帯主で扶養親族があるもの　22,540円 ・世帯主で扶養親族がないもの　12,860円 ・その他のもの　8,600円	同		7,055　千円	89,300　円
管理職特別勤務手当（１回当額）	①週休日等（実労働時間数が３時間以上６時間以下） ・部長職　12,000円　・部次長職　10,000円 ・課長職　8,000円　・課長補佐職　6,000円 ②休日等（実労働時間数が６時間超） ・部長職　18,000円　・部次長職　15,000円 ・課長職　12,000円　・課長補佐職　9,000円 ③週休日等以外の日の午前０時から午前５時 ・部長職　6,000円　・部次長職　5,000円 ・課長職　4,000円　・課長補佐職　3,000円	異	・人事院規則で定める官職で俸給の特別調整額の区分に応じ、 ・週休日等18,000円～6,000円 (6時間を超える勤務は5割増) ・平日深夜(午後10時～午前5時) 6,000円～3,000円	24　千円	6,000　円